## 万一の災害に備えるための補償制度に加入したい

農業者が、自然災害や病害虫等によって収穫物等に被害を受けた場合、その損失を補 填する農業共済制度があります。

国の法律(農業保険法)に基づく公的な補償制度であり、掛金の一部は国が負担しています。

共済事業の概要は、次のとおりです。

種類	共済目的	国の掛金負担割合
農作物共済	水稲、麦	50~55%
家畜共済	牛、馬、豚	40~50%
果樹共済	りんご、なし	50%
畑作物共済	大豆、そば、ばれいしょ、蚕繭	50~55%
園芸施設共済	特定園芸施設、附帯施設、施設内 農作物、撤去費用、復旧費用	50%
任意共済	建物、農機具、保管中農作物	_

加入資格・方法や掛金等は、種類や目的によって異なります。加入申込や詳しい内容に ついては、最寄りの農業共済組合へご相談ください。

## お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農政部農政総務課団体指導検査班 e-mail:noseisom-d@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話:022-211-2754